

社授地第14号
平成12年3月30日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生省社会・援護局地域福祉課長



民法の一部を改正する法律等の施行に伴う
地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について

標記事業については、平成11年9月30日社授第2361号社会・援護局長通知に基づき行われているところであるが、先般、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)及び任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)等が公布され、平成12年4月1日より施行されることとなった。

ついては、地域福祉権利擁護事業の実施にあたって、当該制度の活用、連携が重要であるので、次の点に留意のうえ管下社会福祉協議会に対し指導方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域福祉権利擁護事業の実施主体に相談を行った者が、判断能力を著しく欠き本事業による支援計画を立てることができない場合、本事業の援助の内容だけでは本人が望む十分な援助ができない場合及び判断能力が著しく低下した後についても本人が援助の継続を希望する場合などにあっては、成年後見制度が有効に利用できるよう、成年後見開始の審判の申立権者への連絡、任意後見制度の紹介等を行う等、適切に対応すること。
2. 判断能力を著しく欠き本事業の対象とならない者についても、成年後見制度により選任された成年後見人等を相手方として契約を締結することが考えられること。